

みんなで創ろう 市民が主体の協働のまち

豊後大野市 まちづくり基本条例



(平成24年10月1日施行)



豊後大野市



はじめに

「豊後大野市まちづくり基本条例（以下「条例」と言います。）」は、平成24年10月1日より施行されました。

本市は、地方分権型社会が本格化し、「自分たちのまちづくりは自分たちの責任で決めて行う」ことが求められる中、平成19年5月、「自治基本条例市民会議」を設置しました。そして、市民の皆さんから公募した委員の方々に自治基本条例に関する提言をいただくための検討をお願いし、平成23年2月、市民会議から市長へ提言書の提出をいただきました。

平成23年度、市民会議からの提言書を基に、市役所内の検討委員会や自治基本条例策定審議会において検討を重ね、パブリックコメント（意見公募）による市民の意見等踏まえて作成しました条例案を、市議会で慎重に議論を重ね、平成24年3月議決しました。

この条例は、自治の基本理念及び基本原則、自治の担い手である市民と市議会、行政の役割、参加と協働の推進、行政運営の仕組み等を総合的に定めたものです。

この条例が制定されたことにより、市民と市議会、行政との関係や役割が明確になり、また、市政に関する基本的な事項を定めることにより、地方自治の本旨である市民自治の確立を目指そうとするものです。

市民と市議会、行政は、この条例の趣旨を十分に尊重し、それぞれの役割と責務を果たしながら、英知を結集し、協働してまちづくりに取り組むことが必要です。

なお、この条例では、全文を通して「ですます調」を用いています。

これは、「条例全体を親しみやすい表現で、わかりやすいものに」との市民からの意見によるもので、市民と市議会、行政が一緒に市政推進のために取り組んでいこうという趣旨の条例であるため、やわらかい印象を与える「ですます調」としてしています。また、全体的に簡潔な表現になるよう、各条文を整理し、わかりやすい表現になるよう努めています。

目次

1	まちづくり基本条例とは？	1
2	まちづくり基本条例の考え方	1
3	市民と市議会、行政の役割	3
4	まちづくり基本条例によるまちづくりの仕組み	4
5	条文の解説	
	前文	6
	第1章 総則(第1条—第5条)	6
	第2章 市民(第6条・第7条)	9
	第3章 市議会(第8条)	10
	第4章 執行機関(第9条—第11条)	11
	第5章 市政運営	
	第1節 市政運営の基本原則(第12条—第14条)	12
	第2節 参加と協働(第15条—第18条)	13
	第3節 自治政策(第19条—第22条)	14
	第4節 公正と信頼の確保(第23条—第28条)	16
	第5節 危機管理等(第29条)	18
	第6章 住民投票(第30条)	19
	第7章 国及び大分県その他の自治体等との連携、協力等(第31条—第33条)	20
	第8章 実効性の確保(第34条・第35条)	20

1 まちづくり基本条例とは？



「まちづくり基本条例」はどのような条例ですか？

「豊後大野市まちづくり基本条例」は、まちづくりの主体である市民・市議会・行政の三者が一緒になって、よりよい豊後大野市のまちづくりを進めていくための基本理念や仕組み、行政運営のあり方など、まちづくりの基本ルールを定めたものです。



この条例をつくる目的は何ですか？

市民、市議会、行政の役割をはっきりさせ、それぞれがお互いに協力し合いながら、よりよい豊後大野市をつくっていくことです。



どうして条例が必要なのですか？

国が持っていた権限や財源を地方（県や市町村）に移し、自分たちの地域のことは自分たちの責任で決め、特色あるまちづくりを進めていくことが強く求められているからです。



この条例で何が変わるのですか？

「豊後大野市まちづくり基本条例」を作っただけでは何も変わりません。この条例で定められる「市民と市の役割」や「まちづくりの仕組みやルール」をみんなで理解し、お互いに協力し合いながら活用することで、豊後大野市をもっと住みやすく元気のあるまちにしていけることができます。

2 まちづくり基本条例の考え方

目的 ～まちづくりの目的～

市民が主体の地方自治の実現と協働のまちづくりの推進を図ることです。



基本理念 ～目的を達成するための基本的な考え方～

- ◎市民主体のまちづくりを推進します。
- ◎市議会及び行政は、公正かつ誠実な市政の運営に努めます。



基本原則 ～目的を達成するための重要な取り組み～

情報共有

市民、市議会および行政が、お互いに情報を共有し、共通認識を持つことで、信頼関係を築き、効果的にまちづくりを進めます。

参加

市民が主役となり、効果的なまちづくりを進めるためには、市民のまちづくりに参加する機会が平等に保障されるよう取り組みます。

協働

市民、市議会および行政が、役割と責任を自覚し、お互いの立場を尊重しながら協力して、まちづくりに取り組みます。

3 市民と市議会、行政の役割

「市民」とは・・・

まちづくりは、住民だけでなく自治会やNPO、企業など、いろんな人たちの力をあわせる必要があります。だから、市内への通勤・通学者のほか、市内の企業・団体も「市民」に含みます。

市民の権利

- まちづくりに参加する権利
- 情報を知る権利
- 行政サービスを受ける権利

市民の責務

- まちづくりへの参加
- 応分な費用負担

市民

情報共有

参加
協働

市議会

行政

市議会の役割や責務等

- 市政運営に対する監視及びけん制
- 開かれた議会運営
- 議員の公正、公平、誠実な職務の遂行
- 議員間の自由な討論の推進

行政の責務等

- 公正かつ誠実に市政を運営
- 市政運営の公表
- 執行機関相互の連携、協力
- 職員の法令遵守義務及び公平かつ能率的な職務の遂行義務

4 まちづくり基本条例による まちづくりの仕組み

① 情報共有

情報を共有し まちづくりを推進します

まちづくりは、市民、市議会、行政が、市政に関する情報を共有することから始まります。

市は、市政に関する情報を上手に集め、市民に分りやすく提供します。

また市民同士も、お互いのコミュニケーションを大切にし、まちづくりに必要な情報を共有します。

② 参 加

市民の参加しやすい 環境を整えます

市の施策の企画立案から実施に至るまでの様々な段階で、市民が幅広く参加できるようになります。

また、行政は、市政に関する学習の機会を設けて、参加しやすい環境をつくります。

③ 協 働

お互いに協力して 協働のまちづくりを推進します

市民、市議会、行政は、お互いの得意分野をいかして、対等な立場で協力することで、新しい地域の課題に対応する、そんな協働のまちづくりを進めます。

また、行政は、協働のまちづくりのコーディネーター役として、市民やコミュニティ組織の活動を支援します。

④ 市政運営

市民が主体の 公正・誠実な市政運営を行います

市長をはじめとする行政は、市民が主体的にまちづくりに取り組む市民自治のまちづくりを推進するために、市民の視点に立った市政運営を行います。

市政運営 の 基本原則

- 平和、人権、平等等について、率先して対応し行動します。
- 公平で効率的な質の高い行政サービスの提供を図ります。
- 市政運営の指針となる総合計画を定め、まちづくりを行います。

参加 と 協働

- 計画策定段階での市民参加を推進します。
- 市民会議や審議会等を設置・運営し、積極的に市民の意見を反映します。
- 地域における自治活動等支援を行い、市民と連携したまちづくりを進めます。
- 協働のまちづくりの推進に努めます。

自治政策

- 健全財政に努め、財政状況を市民に解りやすく公表します。
- 市の行政課題に対して主体的な政策の展開を図ります。
- 市政における重要な条例や計画の策定等に際して、情報を公開し広く市民から意見を公募します。
- 市が出資や補助等を行っている団体等に対して適切な運営を求め、その状況を公表します。

公正と 信頼の 確保

- 開かれた自治体として情報公開を推進します。
- 個人の権利利益を保護し、信頼される市政を推進します。
- 市政の状況や課題を市民に解りやすく説明します。
- 市政に関する市民からの要望や苦情等については、誠実に迅速かつ的確に対処し速やかに回答します。
- 効率的な事務を行うため、行政評価を行い、結果を施策に反映します。

危機 管理等

- 災害等の緊急時に備えて、市民の安全を守ります。
- 緊急時に総合的かつ機能的な活動が図られるよう危機管理体制の充実を図ります。

5 条文の解説

前文

豊後大野市は、『豊かな自然と文化を未来につなぐ、やすらぎ交流都市』を目指し、三重町、清川村、緒方町、朝地町、大野町、千歳村、犬飼町の旧大野郡5町2村が合併してできたまちです。

私たちのまちは、秀麗な山々に囲まれ、清流「大野川」や緑豊かな田園など美しい自然に恵まれた地域で、数多くの有形無形の郷土の文化が残る「自然美豊かな歴史と文化の薫るまち」です。

私たちは、この豊かな自然と肥沃な大地、そして、先人たちの英知とたゆまぬ努力により脈々と受け継がれてきた歴史、文化、伝統といった財産を維持、発展させ、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

時代は、本格的な地方分権型社会へと移り、自己決定・自己責任に基づく自立した自治体経営が求められる中で、私たちの財産を次代に継承していくためには、私たちが望む、目指す、理想とするまちに向かって、自ら考え、責任を持って行動していくことが必要です。

そこで私たちは、未来へ向けて活力ある豊後大野市を創っていくため、市民が自治の主体であることを自覚し、地方自治の本旨に則り、市民、市議会、行政のそれぞれの役割や関係、まちづくりの仕組みやルールを明らかにした豊後大野市の最高規範となる「豊後大野市まちづくり基本条例」をここに制定します。

【解説】

前文は、まちづくり基本条例制定の趣旨を明確にするために設けるものであり、この中で、条例制定の背景、目指すべきまちづくりの理念とその手段、制定の決意などについて定めています。

また、親しみやすい表現とするため「ですます調」で表現しています。

第1段落は、豊後大野市誕生について説明しています。

第2段落は、豊後大野市の自然、文化について説明しています。

第3段落は、豊後大野市の豊かな自然や文化を次の世代に引き継ぐ決意を表明しています。

第4段落は、前段の決意を踏まえて、地方分権社会において自己決定・自己責任が求められる中で、自ら考え、責任を持って行動することの必要性を明らかにしています。

第5段落は、前段までの背景、重要性を踏まえて、市民が自治の主体であることを明らかにし、市民、市議会、行政の三者の役割や関係、まちづくりの仕組みについて明らかにした「豊後大野市まちづくり基本条例」の最高規範性についてうたっています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨である住民自治と団体自治の考え方にに基づき、豊後大野市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民、市議会及び行政の役割、責務等の基本的事項を定めることにより、市民が主体の地方自治の実現と協働のまちづくりの推進を図ることを目的とします。

【解説】

第1条では、この条例を制定する目的を定めています。

この条例の目的は、「市民が主体の地方自治の実現と協働のまちづくりの推進を図る」ことです。そのため、この条例では市民が主体の地方自治の基本的な考え方やルールとしての「基本理念」や「基本原則」を明らかにするとともに、市民と市議会、行政の役割や責務、行政運営上において行わなければならない基本的な取り組みなどを定めることとしています。

【参考】

※「地方自治の本旨」とは、日本国憲法第 92 条に規定されるもので、団体自治と住民自治) の 2 つの要素から構成されます。市民の意思と責任によって行われる住民自治を拡充することと団体自治を推進していくことは、密接で切り離せない関係にあります。

●団体自治

地方公共団体において、国の干渉を受けることなく、自主的に団体としての意思決定が行われ、かつ、その意思決定に基づいて、自主的に事務が処理されること。

●住民自治

地方公共団体において、その団体としての意思決定が、住民の意思と責任に基づいて行われること。

(最高の規範)

第 2 条 この条例は、市政の運営における最高の規範とします。

2 市は、他の条例、規則その他の規程等（以下「他の条例等」といいます。）の制定、改廃及びその解釈や運用に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重し、この条例との整合性を図るものとします。

【解説】

第 2 条では、まちづくり基本条例の位置づけについて定めています。

たとえ、まちづくり基本条例を制定しても、その内容に沿ってまちづくりが進められなければ意味がありませんので、この条例の趣旨を最大限に尊重して、まちづくりを進めます。

また、市が他の条例や規則等を制定や改正、廃止をしようとするときには、この条例に定める「基本理念」や「基本原則」に合致しているかなどの整合を図らなければなりません。

(定義)

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する個人及び市内において事業を営み、又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいいます。
- (2) 市 基礎自治体としての豊後大野市をいいます。
- (3) 行政 市の執行機関である市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (4) 参加 市民が、市政及びまちづくりに主体的に関与することをいいます。
- (5) 協働 地域の課題に取り組むため、市民、市議会及び行政が、それぞれが果たすべき役割と責務を自覚し、補完し合い、共通の目的に向かって連携し協力し合うことをいいます。
- (6) 市政 市議会又は行政が行う活動をいいます。
- (7) 自治 自分たちの地域を自分たちの意思で責任を持ち治めることをいいます。
- (8) まちづくり 市民の福祉を増進し、元気の出る活力に満ちた特色のあるまちを創造するためのあらゆる取組をいいます。

【解説】

第3条では、この条例を正しく理解し運用するために、基本的な用語（「市民」、「市」、「行政」、「参加」、「協働」、「市政」、「自治」、「まちづくり」）の意味を示しています。

- (1) この条例での「市民」の範囲は、地方自治法上に規定されている住民、すなわち、市の区域内に住所を有する者（個人（未成年者を含む）や法人）に限らず、本市に通勤・通学する人や、自治会・ボランティア組織やNPO等の市内で活動する法人や団体等もまちづくりの重要な担い手であることから、「市民」の意味を広くとらえて定義しています。
- (2) 「市」とは、基礎自治体としての豊後大野市をいいます。
- (3) 「行政」とは、市長のほか教育委員会、選挙管理委員会等の執行機関のことをいいます。
- (4) 「参加」とは、市民が、政策の立案から実施及び評価まで主体的に関わることであり、政策の意思形成に関わる意味の「参画」も含めて「参加」と定義しています。
- (5) 「協働」とは、市民、市議会、行政のそれぞれが、自らの役割と責務等を自覚しながら、お互いの立場を尊重し、協力し合うことをいいます。
- (6) 「市政」とは、市議会や行政が行う活動の全体をいいます。
- (7) 「自治」とは、自分たちの地域を自分たちの意思で責任を持ち治めることをいいます。団体自治と住民自治の総体をいいます。
- (8) 「まちづくり」とは、市民の福祉を増進し、元気の出る活力に満ちた特色のあるまちを創造するためのあらゆる取組をいいます。それには、道路や建物などの整備だけではなく、福祉や教育、環境などのさまざまな事業や活動があります。

（基本理念）

第4条 まちづくりの主体は、市民であり、市民、市議会及び行政は、地域の個性及び自立性を尊重したまちづくりを推進します。

2 市議会及び行政は、市民の信託に基づき、公正かつ誠実な市政の推進に努めます。

【解説】

第4条では、第1条の目的を達成するための基本的な考え方を定めています。

第1項では、市民を「まちづくりの主体」として位置づけ、市民が主役のまちづくりに取り組んでいくことを定めています。

第2項では、市議会議員や市長は、住民の直接選挙で選ばれ市政を信託されていますので、市議会及び行政が、市政の公正かつ誠実な運営に努めるよう定めています。

（基本原則）

第5条 市民、市議会及び行政は、次に掲げる基本原則により自治運営を行います。

- (1) **情報共有の原則** 市政・まちづくりに関する情報を共有します。
- (2) **参加の原則** 参加により市政・まちづくりを行います。
- (3) **協働の原則** 協働により市政・まちづくりを行います。

【解説】

第5条は、この条例の目的である、市民が主体の地方自治の実現と協働のまちづくりの推進を図るため、3つの基本原則を定めています。

第1号では、本市の市政・まちづくりを進めていくために、市政に関する情報を市民及び市議会、

行政が共有することを定めています。「情報共有」は、参加や協働を行ううえでの前提条件でもあり、互いの信頼関係を構築するうえでも重要です。

第2号では、行政が市民の参加する機会を平等に保障し、市政・まちづくりを進めることを定めています。そのため、行政は市民の参加する機会が損なわれないように、保護し守っていかねばなりません。

第3号では、市民、市議会及び行政が、それぞれの役割と責務に基づいて、お互いの立場を尊重し、共通の目的の達成に向けてお互いに協力し合う「協働」を基本としたまちづくりに取り組むことを定めています。

第2章 市民

(市民の権利)

第6条 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参加する権利を有します。

2 市民は、まちづくりの主体として、市政に参加する権利及び市政に関する情報を知る権利を有します。

3 市民は、市の政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において参加する権利を有します。

4 市民は、市が提供する行政サービスを受ける権利を有します。

【解説】

第6条では、市民がまちづくりを進めていくうえでの権利について定めています。

市民は、まちづくりの主体として参加する権利を等しくもっています。まちづくりには、性別や地位、肩書きなどで、その立場が左右されることなく、誰もが自分の意思で、自由に、そして、平等な立場で参加することができます。

また、市民が協働してまちづくりを進めていくうえでは、市が保有する情報を共有することが重要となりますので、その情報について、市民は知る権利があります。

第4項では、市民が市の提供する行政サービスを受ける権利を定めています。ただし、すべての市民がすべてのサービスが無条件に受けられるというものではありません。例えば、市内に住所を有する人のみが受けることのできるサービスなどもあり、受給できる対象者や内容はサービスごとに条例や規則等で規定されています。

(市民の責務)

第7条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、市政に関する認識を深めるとともに、市民相互の連携を図り、協働のまちづくりに努めるものとします。

2 市民は、まちづくりに参加する際には、自らの発言と行動に責任を持たなければなりません。ただし、その参加を強制されるものではないものとします。

3 市民は、市政の運営のために必要な経費について、応分の負担をするものとします。

【解説】

第7条では、市民の責務について定めています。

市民が権利を主張するばかりで、まちづくりに対して無関心・無責任であってはならないものと考えます。市民は、まちづくりの主体として、その役割を認識し、お互いを尊重しながら、協力してまちづくりを推進するよう努める必要があります。

また、市民のまちづくりへの参加については、決して強制されるものではありませんが、市民それぞれの実情にあわせて、可能な範囲でまちづくりに参加するよう努めることとしています。

さらに、市民のまちづくりの主体として立場を考慮すると、そのまちづくりに対する言動は、大きな影響力があると考えられますので、当然ながら、市民は自らの発言や行動に責任を持って、まちづくりに参加しなければなりません。

そして、市民は、市政の運営のために必要な経費について、応分の負担をするよう定めています。「負担」とは、納税の義務による市民税のほか、分担金、使用料、手数料、受益者負担等を指しており、「応分の」とは、必ずしも均等に負担するのではなく、経済的、年齢等を考慮し、法令又は条例等の定めに従って、負担することを責務として定めています。

第3章 市議会

(市議会の役割、責務等)

第8条 市議会は、直接選挙により選ばれた代表者である市議会議員で構成される市の意思決定機関です。

2 市議会は、法令に定められた権限を最大限に活用し、市の発展と市民の福祉向上の為に更なる役割を果たします。

3 市議会は、法令、条例等に特別の定めがあるものを除き、原則として全ての活動を広く市民に公開し、市民に対する市議会の説明責任を果たします。

4 市議会議員は、市民の信託に応え、市民の利害や意思が公正かつ効果的に市政の運営に反映されるよう職務を遂行します。

5 市議会議員は、市議会における言論が主たる活動であることを認識し、議員間の自由な討論を推進します。

【解説】

第8条では、市議会の役割や責務を定めています。

第1項では、市議会が、住民の信託に基づいた二元代表制の一翼を担う機関として、市長とは独立・対等の関係にあることを定めています。

第2項では、市議会が、地方自治法等法令において規定されている、市の意思決定機関としての役割と、適正な市政運営が行われるよう執行機関を監視し、評価し、及びけん制する重要な役割を果たすよう定めています。

第3項では、市議会は、現在、「市議会だより」を発行するほか、本会議をケーブルテレビで放映、質問予定者やその内容等を事前に公表するなど、市民に市議会を知ってもらうための様々な取り組みを行っています。今後においても、市議会活動に関する情報を市民に積極的に、かつ、分かりやすく伝えるとともに、開かれた市議会運営に努めることを定めています。

第4項では、市民の代表である議員は、地域の課題や市民の意見を把握するとともに、将来を見据えて中長期的な視点に立って、その問題・課題解決のために公正かつ誠実に活動する必要があることを定めています。

第5項では、市議会の様々な機会において、議員間の自由な討論を推進するよう定めています。

第4章 執行機関

(市長の責務等)

第9条 市長は、その地位が市民の信託によるものであることを認識し、市政の代表者としてその信託に応え、公正にして誠実に市政の運営に当たります。

2 市長は、毎年度、市政運営方針を明確に定め、その達成状況等を市民や市議会に報告します。

3 市長は、市の職員（以下「職員」といいます。）について、広く人材を求め、適材適所の人事配置、効果的な人材育成、適正な人事評価と処遇を行い、職員と組織の力が最大限に発揮されるようにします。

4 市長は、市の組織を市民に解りやすく、効率的で機能的なものとし、社会情勢の変化や市民の要請等に対して、的確に対応できるよう編成します。

【解説】

第9条では、市長の責務について定めています。

第1項では、市長は、市を統括し代表する権限が付与されていることから、市民の信託にこたえ、誠実かつ公正に職務を遂行する責務を定めています。

第2項では、市長は施政の方針を毎年度明らかにしなければならないことや、その達成状況を市民と市議会に説明しなければならないことを定めています。

第3項では、効率的で効果的な市政運営を行うために、有能な職員の任用、適材適所の人事配置、効果的な人材育成、適切な人事評価等を行い、職員と組織の能力が最大限に発揮されるように努めることを定めています。

第4項では、市の組織は、市民の視点に立った組織体制であるとともに、市民に解りやすく、効率的・機能的な組織体制であるべきと定めています。また、社会情勢の変化や市民の要請に的確に対応できる組織編制をするよう定めています。

(執行機関の連携と協力)

第10条 市のそれぞれの執行機関は、所掌事務について自らの判断と責任においてこれを公正かつ誠実に処理するものとし、市長の総合的な調整により、執行機関相互の連携と協力により、一体として動ける行政機能を発揮します。

【解説】

第10条では、執行機関の連携と協力について定めています。

執行機関は、それぞれが重要な役割を担い、各々の判断と責任の下で事務を執行します。

また、市長による総合調整のもと行政として一体となることによって、より有効にその機能を発揮しなければならないことを定めています。

(職員)

第11条 職員は、その職責が市民の信託に由来することを深く自覚するとともに、法令等を遵守し、誠実で公平かつ能率的に職務を遂行し、創意をもって自治の推進に当たります。

2 職員は、市政において不適正な事案等が生じた場合は、これを放置したり隠したりせず、組織の自浄作用を発揮して市政の透明性を高め、常に適法かつ公正な職務の遂行に努めます。

【解説】

第11条では、市の職員について定めています。

第1項では、職員は、地方公務員法において、法令、条例及びその他の規則等を遵守することが義務づけられています。職員の法令遵守について特に重要であることから、あらためて定めたものです。また、職務遂行に当たっては、市民の視点に立って公正、誠実かつ迅速に職務を遂行することが重要であり、常にそれを意識して行うよう定めています。

第2項では、公正な市政運営を保ち、市民から信頼されるため、市の内部の自浄作用のための制度を定めています。このことにより、速やかに当該違法又は不当な行為を是正していかうとするものです。なお、職員は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）や条例に基づく通報をすることができます。

第5章 市政運営

第1節 市政運営の基本原則

（市の率先対応の行動原則）

第12条 市は、国が批准した国際規約で確認されている平和、人権の尊重、自由、平等等についてその持続、発展を実現するために、役割と責任を明確にして、率先して対応し行動します。

【解説】

第12条では、市の率先対応の行動原則について定めています。

市は、女性、子ども、障がい者等の権利拡充や環境問題等への取り組みについて、世界人権宣言、国際人権規約、子どもの権利条約、環境関係の条約等、日本政府が批准している国際規約等に基づき、率先して取り組みを行うことを明らかにしています。

（行政サービス提供の原則）

第13条 行政は、行政サービスに関する情報を解りやすく市民に公表し、公平で効率的な質の高い行政サービスの提供を図り、市民の満足度の向上に努めます。

【解説】

第13条では、質の高い行政サービスの提供等の基本原則を定めています。

行政は、適正なコストで市民に満足いく質の高いサービスを提供する責務や、提供するサービスに関する情報公開の実施等に努めます。

（基本構想や基本計画の位置付け等）

第14条 市は、総合的、計画的な市政運営を行うために、市の最上位計画として基本構想を定め、この実現のために基本計画を策定します。

2 基本構想や基本計画に基づいて策定される個別の計画は、基本構想や基本計画との整合性や連動が図られるものとします。

【解説】

第14条では、総合計画に対する基本的な考え方について定めています。

総合計画は、本市のめざすべきまちの姿を示す基本構想と、その実現を図るための基本的な計画および実施に関する計画により構成され、本市では、現在、平成19年度から平成27年度の10年間にわたる「第1次豊後大野市総合計画」を策定して、まちづくりを進めています。

第1項では、市は、まちの将来を見据えた総合的で計画的な行政運営を図る必要があることから、市の最上位計画として総合計画を策定するよう定めています。また、この計画は、本市の未来を示す重要な計画であることから、その策定に当たっては、より多くの市民に意見を聴くなど、その参加機会の充実に努める必要があります。

第2項では、市が策定する個別の計画は、市の最上位計画である総合計画と整合性や連動を図るよう定めています。

第2節 参加と協働

(計画の策定に係る参加等)

第15条 行政は、基本構想、基本計画その他の重要な個別計画（以下「計画等」といいます。）の策定に当たっては、市民の参加を保障するとともに、市民の検討に必要な情報や資料等を提供します。

2 行政は、計画等の進捗状況の管理や達成状況の把握を的確に行い、これを公表し、社会情勢等の変化に対応した計画等の見直しを行います。

【解説】

第15条では、計画策定段階での市民参加等について定めています。

第1項では、行政は、広く市民生活全般に影響を及ぼすような重要な計画の策定段階において、適切な市民参加の仕組みを整備し、市民の検討に必要な情報や資料等を提供するよう定めています。

第2項では、行政は、計画の進捗状況の管理や達成状況を把握し、市民に解りやすく公表し、社会情勢の変化により計画の見直しを行うよう定めています。

(市民会議等の設置及び運営)

第16条 行政は、市民や学識経験者等の意見を市政に反映させるため、必要に応じ、市民会議、審議会等（以下「市民会議等」といいます。）を設置します。

2 行政は、前項の規定により市民会議等を設置するときは、設置目的に応じて委員の公募を行うよう努めるとともに、委員の男女の比率、年齢構成、選出区分等の均衡に配慮するものとしします。

3 行政は、法令、条例等に特別の定めがあるものを除き、原則として市民会議等の会議は公開とします。

【解説】

第16条では、市民会議や審議会等の設置及び運営について定めています。

第1項では、市政に市民の意見を反映させる仕組みとして、市民会議や審議会等を設置するよう定めています。

第2項では、市民会議・審議会等の活性化と公正で透明な運営を図るために、設置や委員の選任に関する基本的事項を定めています。

第3項では、市民会議等の会議は、原則公開であることを定めています。

(地域における活動の推進等)

第17条 行政は、市民の自発的な地域における自治活動、コミュニティ活動その他の活動が推進されるよう、その自主性、自立性を尊重の上、必要な支援等を行い、市民と連携したまちづくりを進めます。

【解説】

第17条では、地域における活動の推進等について定めています。

行政は、地域のまちづくりに取り組んできた自治会や、コミュニティづくりを担ってきた団体の活動に対して、側面から支援します。また、多様な活動が連携していくために、活動間の情報の共有化やネットワーク化のために、必要な施策を推進します。

(協働のまちづくり)

第18条 行政は、市、市民の各主体が相互に連絡、協力し合い、もって協働のまちづくりの推進が図られるよう、必要な支援等を行います。

2 行政は、協働のまちづくりの推進において、各主体が情報を共有し、意見交換をし、積極的な参加と意思形成が図られるよう、多様で開かれた場と機会の創設に努めます。

【解説】

第18条では、基本原則の1つであり、これからのまちづくりにおいて必要不可欠となる「協働」についての基本的な考え方を定めています。

第1項では、行政が、市民と市議会、行政それぞれの立場や役割が違う中で、お互いに、その立場を理解し、信頼関係を築きながら、協力してまちづくりの推進を図れるよう支援することを定めています。

第2項では、行政が、将来にわたって持続可能な地域社会を築いていくため、多様な主体がそれぞれの能力や個性を活かしながら協働し、公共的な課題をともに担い合っていく仕組みの構築に向け、多様で開かれた場と機会の創設に努めるよう定めています。

第3節 自治政策

(自治体経営)

第19条 行政は、事業の実施に当たり、最小の経費で最大の成果を上げるように努め、地域における資源を最大限に活用した事業の戦略的な展開をすることにより、市民の満足度の向上を図り、成果重視の観点からの自治体経営を進めます。

2 市長は、健全な財政運営に努めることはもとより、市の財政、財務等に関する資料を作成し、市の経営状況を的確に解りやすく市民に公表します。

3 市長は、他の執行機関と連携し、各種行政サービスを受ける市民間の負担の適正化と社会資本整備等における世代間の負担の公平化を確保するよう、適切な財政政策を進めます。

【解説】

第19条では、自治体経営について定めています。

第1項では、行政は、地方自治法第2条第14項の「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とする「行政運営効率化の原則」の観点から、地域の諸資源（人材、自然、歴史、

文化、地域活動等)や、経営資源(人・モノ・カネ・情報)を最大限活用して、予算を編成し執行することを定めています。

第2項では、市長が、健全な財政運営に努め、財政事情の公表を行うことを定めています。また、市の予算、決算等については、分かりやすい資料を作成して公表するなど、説明責任を果たすための工夫を求めています。

第3項では、市が提供するサービスについて、無償で行うことのほか、一定の受益者負担の導入により市民間の公平性を図ることを定めています。また、「社会資本整備等における世代間の負担の公平化」では、公共施設建設における市債の活用のように、後の世代の市民も施設利用による便益を受けることから、借入金の償還費の形式で一定の負担を求めることも必要であるとの考え方を表しています。

(政策法務)

第20条 市は、市民の要請や市の行政課題に対応して主体的な政策の展開を図るため、自治立法権と自治解釈権を活用して積極的な政策法務を推進します。

【解説】

第20条では、市の政策法務の取り組みについて定めています。

法務行政の取り組みとして、主体的なまちづくりを推進するために、独自の積極的な条例制定を行う自治立法権の活用や、従前の通達に基づく行政ではなく、法令等の趣旨や目的を自治体の視点から積極的に解釈し運用を図る自治解釈権の活用について定めています。

(意見公募手続等)

第21条 行政は、市政における重要な条例や計画の策定等に際しては、市民の意見を反映させるため、当該条例、計画等の原案について事前に行政の考え方や方針等を公表し、広く市民の意見を聴取する意見公募手続を行うものとします。ただし、緊急を要する場合には、この限りでないものとします。

【解説】

第21条では、意見公募制度、いわゆるパブリックコメント制度に対する基本的な考え方について定めています。

市民生活に重要な影響を与えるもの(市の基本的な政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他の基本的な事項を定める計画や市民に義務を課し、または権利を制限することを内容とする条例等)については、その計画等を策定する前に、広く市民の意見を求めるパブリックコメント(意見公募)を実施することとしています。

また、パブリックコメントで寄せられた市民の意見は、市にとって貴重なものとなりますので、行政はそれらを判断材料の1つとして、その内容を十分に考慮して意思決定を行うとともに、その意思決定への反映の有無にかかわらず、提出されたすべての意見とそれに対する行政の考え方を公表する必要があります。

(出資団体等)

第22条 行政は、市が出資又は補助を行う団体等や公の施設の指定管理者等に対し、その目的が達成されるよう必要に応じて意見や助言など、適切な指導を行います。

2 行政は、本市が出資している団体等について、出資の必要性、経営状況等を検証し、これを市民に公表します。

3 行政は、補助金等を交付した団体等による公共的なサービスの提供に関する市民の苦情を受けたときは、その苦情の内容を調査し、必要と認めるときは、当該団体等に対して意見や助言等を述べます。

【解説】

第22条では、市が資本金等を出資している出資団体等に対する基本的な考え方について定めています。

第1項では、出資団体、補助団体や指定管理者に対して、必要に応じて、意見や助言等の適切な指導を行うよう定めています。

第2項では、出資団体への関与について透明性を確保するため、市が出資している団体について、出資の目的、必要性、経営状況等について検証し、市民に公表するよう定めています。

第3項では、補助団体等に対する市民の苦情を受けた場合には、行政が調査し、必要に応じて助言等を行うよう定めています。

第4節 公正と信頼の確保

(情報公開等)

第23条 市は、市政に関する情報について市民との共有を図るため、市民の知る権利を保障し、別に定める条例に基づき、開かれた自治体として情報公開を推進します。

【解説】

第23条では、情報を共有するうえで、市民の知る権利が保障されることなどについて定めています。なお、情報公開に関する手続等については、豊後大野市情報公開条例において定めています。

まちづくりに関する情報の多くは、市政に関する情報です。市が保有していても、普段市民に提供していない情報について、その公開を請求することで、何人でもその情報を知ることができる権利を保障し、個人情報など公開できない情報を除き、市は原則として公開しなければなりません。

また、市は、請求の有無に関わらず、市民が市政への関心や参加の意欲を高めることができるよう、市報やケーブルテレビなど様々な媒体を活用して市政運営に関する情報を、速やかに、わかりやすく提供するよう努めます。

(個人情報の保護)

第24条 市は、個人の権利利益を保護し、信頼される市政を推進するため、別に定める条例に基づき、個人情報の保護に関し必要な措置を講じます。

【解説】

第24条では、個人情報保護の基本的な考え方について定めています。

個人情報保護の適正な取り扱いについては、豊後大野市個人情報保護条例において定めています。

市は、戸籍や住民票、各種の名簿等、様々な市民の個人情報を持っています。この個人情報については、市民の基本的な権利を守るうえで、みだりに他人に知らせ、不当な目的に利用されないよう適切に管理し保護しなければなりません。

(説明責任)

第25条 行政は、政策決定の理由等を市民に説明する責任を負うとともに、計画の策定や事業の実施に当たって掲げた目標等については、達成の有無や達成状況等の結果を市民に解りやすく説明します。

【解説】

第25条では、説明責任を定めています。

説明の時期については、計画策定過程における透明性を確保するため、計画決定後ではなく立案の段階から説明し、実施、評価それぞれの過程に対応して説明しなければならないことを定めています。

また、その経過や内容だけでなく効果等についても分析し、政策とそれに基づく施策、事業の必要性が市民に十分理解されるよう、わかりやすく説明するものとします。

(要望や苦情等への対処)

第26条 行政は、市政に関する市民からの要望や苦情等については、誠実に迅速かつ的確に対処し、その結果について2週間以内に市民に回答します。

2 行政は、市民から苦情として寄せられた事案について、その原因を究明し、再発防止等について適正に対処します。

3 行政は、毎年度、市民の要望や苦情等への対応状況について、年次報告として公表します。

4 市長は、必要に応じて市民の市政に関する苦情等を公正かつ中立な立場で速やかに処理するための機関を設置します。

【解説】

第26条では、市民から寄せられた要望・苦情等についての的確な対応を図り、サービスや施策の改善につなげるよう定めています。

第1項では、行政が、市民からの要望や苦情に対して、速やかに対応するよう定めています。

第2項では、行政が、再発防止に向けた取り組みを行うよう定めています。

第3項では、行政は、市民からの要望や苦情への対応状況について公表するよう定めています。

第4項では、市政運営に関する苦情等を適切かつ迅速に処理するとともに、市民の不利益処分を救済するため、救済機関（オンブズパーソン）等を豊後大野市の実情に応じ設置するよう定めています。

(行政評価)

第27条 行政は、効果的で効率的な市政運営を進めるため、適切な目標設定に基づく行政評価を実施し、評価結果を施策等に反映させるとともに、行政評価に関する情報を解りやすく市民に公表します。

【解説】

第27条では、行政評価の基本的な考え方について定めています。

行政評価とは、行政の施策や事業の目的を明らかにし、その成果を具体的に表すことによって、その施策や事業の必要性、有効性、効率性などを評価し、その評価結果を、次の施策や事業に生かすことで、政策等の質を高めていくための仕組みのことをいいます。

行政は、効率的かつ効果的な行政運営を行うためにも、また、行政運営の透明性を高めて、市民への説明責任を果たすためにも、市が行っている施策や事業について適切な行政評価を実施しなければなりません。

さらに、行政評価の結果を行政運営に反映させなければ、その意味はありませんので、その結果を市民に公表するとともに、行政運営に反映させ、施策や事業の改善に努めます。

(監査)

第28条 監査委員は、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査や市の事務執行の監査を行うに当たり、事務事業の適応性及び妥当性のほか、経済性、効率性、有効性の評価等を踏まえて行います。

【解説】

第28条では、行政運営のチェック機能としての監査制度の基本的な考え方について定めています。行財政運営のチェック機能としての監査制度は、市が市民からの信頼を確保するため、重要な役割を果たすこととなります。

こうしたことから、監査委員による監査を法令に基づき実施し、その結果を公表するとともに、適正かつ効率的で効果的な行財政運営を確保するため、監査機能の充実を図る必要があります。

第5節 危機管理等

(危機管理等)

第29条 市は、市民の生命、財産及び暮らしの安全を確保するとともに、緊急時に総合的かつ機能的な活動が図られるよう危機管理体制の充実を図ります。

2 市は、災害等の発生に備えて、避難勧告や避難指示を出す基準や災害等発生時における具体策について別に定め、見直しを行います。

3 市民は、日頃から災害等に対する備えに努めるものとします。

4 市民は、災害等の発生時において、自らの安全確保を図るとともに、果たすべき役割を認識し、相互に協力しながら対応するよう努めるものとします。

【解説】

第29条では、危機管理等について定めています。

第1項では、市民の身体・生命・財産・情報等の安全性の確保は、市政の基本的かつ重要な役割であることをこの条例に定めることによって明らかにするとともに、市民・市がそれぞれの役割を担い連携を図りながら、危機管理体制の強化を図ることを定めています。

第2項では、市は、近年発生している想定外の災害に対して、避難勧告や避難指示を出す基準や災害発生時における具体策等について、常に見直すことを定めています。

第3項及び第4項では、市民が日頃より災害等の発生に備え、災害等が発生した場合は、市民がお互いに助け合い、可能な範囲で避難活動や復旧活動に参加できる環境の整備に努めることを定めています。

第6章 住民投票

(住民投票)

第30条 市長は、市政に関する重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。

2 住民投票は、その事案ごとに市議会の議決を経て制定された条例の定めるところにより実施します。

3 前項に規定する条例は、投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件、成立要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとします。

4 前3項の規定により住民投票を実施した場合は、市議会及び市長は、その結果を尊重します。

【解説】

第30条では、住民投票制度について定めています。

住民投票については、市政運営上の重要事項について、直接、住民の意思を確認するために行うものであり、あくまでも間接民主主義（選挙によって選ばれた市民の代表者としての議員と市長〈行政〉との関係）を補完するための制度として位置付けられています。

第1項では、市長は、市政に係わる重要な事項について、広く住民の意思を確認し、その意思を反映させるため住民投票ができることを定めています。

第2項では、住民投票制度の型について定めています。一般的に、住民投票制度は、個別の事案ごとに住民投票条例を制定する「個別設置型」と、住民投票の実施に必要な事項をあらかじめ条例に定めておく「常設型」の2種類があります。

この条例では、事案によりその内容が多種多様であることが想定されるため、投票結果をより有効に機能するよう、個別事案が発生した時点で投票条例を制定する「個別設置型」を採用しています。

第3項では、住民条例制定を行う場合には、「投票に付すべき事項」、「投票の手続」、「投票資格要件」、「成立要件その他住民投票の実施に関し必要な事項」を定めるよう規定しています。

第4項では、住民投票は、住民の意思を最大限市政に反映するための制度であり、当然のことながら、その結果は尊重されることを定めています。

第7章 国及び大分県その他の自治体等との連携、協力等

(国及び大分県との関係)

第31条 市は、基礎自治体である市町村優先の原則により、国及び大分県（以下「国等」といいます。）との適切な関係を確立するため、国等に対して制度、政策等の改善に向けた取組を積極的に行い、自治基盤の強化に努めます。

【解説】

第31条では、国や大分県等との協力・連携に対する基本的な考え方について定めています。

地方分権が進み、国と地方公共団体の関係は「上下・主従」から「対等・協力」の関係へと転換しており、本市は、適切な役割分担のもと、国・大分県と対等な立場で、お互いに、協力、連携してまちづくりを推進する必要があります。

(他の自治体等との連携)

第32条 市は、他の自治体等と連携して、行政サービス、施設の相互利用、共通する課題への広域的対応等を行い、市民サービスの向上と効率的な市政運営を行います。

【解説】

第32条では、国内の他の自治体等との連携について定めています。

市民ニーズの多様化や政策課題の広域化、また、より効果的・効率的に市民サービスを提供する必要性の高まりを踏まえ、豊後大野市を取り巻く政策課題に対しては、市単独の取り組みに加え、近隣市を始めとした都市間連携によって課題解決を行う必要性について定めています。

(海外の自治体等との連携及び国際交流の推進)

第33条 市は、海外の自治体、研究機関、市民活動団体等との連携、交流及び協力を推進するとともに市民による公共的な国際活動への支援を行うことにより、相互理解の推進、共通都市問題への取組、平和、人権、環境等の地球規模の諸問題への取組を行います。

【解説】

第33条では、第32条が、国内の自治体等との連携を定めているのに対して、国境を越えた海外の自治体やNGO等との連携等について定めています。

第8章 実効性の確保

(進捗状況等の公表)

第34条 市長は、この条例の趣旨を尊重し、別に定めるものを除くほか、他の条例等、計画等において、実施した事業の進捗状況等について、毎年1回、適切な方法により公表します。
2 市長は、この条例の発展と充実を図るため、その実効性を確保する仕組みを講じます。

【解説】

第1項では、市長が、この条例の趣旨を尊重し施行、実施した計画等を検証し、毎年1回公表することを定めています。

第2項では、この条例の実効性を確保するため、委員会等の設置等、その仕組みを講じることを定めています。市長は、今後、「豊後大野市自治推進委員会」を設置し、条例の運用状況等を検証します。

(この条例の見直し)

第35条 市長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、社会経済情勢の変化、まちづくりの進捗状況等を勘案の上、この条例の規定について検証するものとし、必要に応じて条例の改正その他の措置を講ずるものとします。

2 市長は、前項の規定により条例の改正その他の措置を講ずる場合にあっては、広く市民の意見を聴くものとします。

【解説】

第35条では、この条例の見直しに対する基本的な考え方について定めています。

この条例は、市民が主体のまちづくりにとって普遍的なものであると考えますが、この先、社会経済情勢は刻々と変化していくものと思われまますので、この条例についても、これらの変化にあわせて見直すことも必要となります。こうしたことから、市長は、4年を超えない期間ごとに、この条例の規定が、社会経済情勢に適合した内容となっているかを必要に応じて検討し、その結果に基づいて、見直し等の必要な措置を講じなければなりません。

また、その検討や条例の見直しについては、条例の趣旨からも、市が一方的に行うのではなく、市民を主体とした検討組織を設け、市民の意見を聴いて行う必要があります。

お問い合わせ先

豊後大野市役所 まちづくり推進課企画調整係

TEL : 0974-22-1001

FAX : 0974-22-3361

メール : d102010@bungo-ohno.jp

発行/豊後大野市 編集/まちづくり推進課